契 約 説 明 書

入札順　　5／5　午後

工事名	長島集会所太陽光発電設備設置工事
工事場所	豊田郡大崎上島町中野
入札(予定)年月日	令和7年7月8日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手　契約締結の日の翌日 完成　令和8年2月28日
特約事項	前金払　：　有　(4/10以内) 中間前金払　：　有　(2/10以内) 部分払　：　有　(9/10以内、支払限度回数1回)
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入　札　条　件

１　入札保証金

大崎上島町財務規則第９８条第２項の規定により、免除する。

２　契約保証金

⑴　請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、（オ）の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

（ア）　契約保証金の納付

（イ）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（ウ）　契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（エ）　契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（オ）　契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

⑵　契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の１０分の１とする。

⑶　契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札(契約)保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。

⑷　契約保証金には、利子は付さない。

３　入札執行上の注意事項

⑴　入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。

⑵　入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。

⑶　入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は２名まで入室を可とする。

⑷　入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

⑸　提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

⑹　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

４　代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

５　工事費内訳書について

⑴　この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

（ア）　提出者の商号又は名称及び代表者名

（イ）　当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所

⑵　工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

⑶　提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。

（ア）　記名押印がない場合

（イ）　工事名に誤りがある場合

（ウ）　本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

（エ）　入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

⑷　入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

⑸　入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。

⑹　工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑺　提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6　落札者の決定

⑴　落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

7　無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　工事名に誤りがある場合

⑶　記名押印のない入札

⑷　金額を訂正した入札

⑸　入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。

⑹　契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。

⑺　入札者が２以上の入札をしたとき。

⑻　他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をして入札をしたとき。

⑼　入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

⑽　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

⑾　工事費内訳書の提出がないとき。

８　再度入札

再度入札は、行わない。

９　入札の辞退

⑴　指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。

⑵　指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。

（ア）　入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

（イ）　入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

⑶　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10　入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

⑴　入札前にあっては、指名を受けた者が１人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合

⑵　入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者１人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11　建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年度法律第１０４号。以下「法」という。）第９条第１項に規定する**「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）**を請け負おうとする者は、法第１２条第１項に基づき、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第１３条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「省令」という。）第４条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から**４日以内**に、発注者（工事担当課）に対して、「法第１２条第１項に基づく書面」を提出し、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

⑴　「法第１２条第１項に基づく書面」は、別紙様式（１２条関係様式）により作成すること。

⑵　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」は、別紙様式（１３条関係様式）により作成すること。

⑶　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。

⑷　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

① コンクリート

② コンクリート及び鉄から成る建設資材

③ 木材

④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計　８０㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計　５００㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額　１億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額　５００万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12　現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後１４日以内に届け出ること。

13　建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14　その他の留意事項

⑴　刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。

⑵　建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。

⑶　入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15　質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

⑴　提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

⑵　提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

大　崎　上　島　町

令和　7　年度

長島集会所太陽光発電設備設置工事

仕　　様　　書

単町　　当初

施工箇所　　豊田郡大崎上島町中野

大崎上島町

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
	長島集会所 太陽光発電設備設置工事							
A	建　築　工　事		1	式				
B	電　気　設　備　工　事		1	式				
	（　小　計　）							
	共　通　仮　設　費		1	式				
	現　場　管　理　費		1	式				
	一　般　管　理　費		1	式				
	合　　計							
	消　費　税							
	総　合　計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
A	建築改修工事							
1	仮設工事		1.00	式				
2	屋根改修工事		1.00	式				
3	発生材処理工事		1.00	式				
	計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
1	仮設工事							
	外部足場	昇降足場	13.32	㎡				
	外部足場	落下防止足場	188.00	㎡				
	養生		111.00	㎡				
	清掃後片付け		111.00	㎡				
	小 計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
2	屋根改修工事						
	《撤去工事》						
	既存屋根撤去	コンクリート瓦	174.00	㎡			
	既存屋根撤去	下葺き撤去等	174.00	㎡			
	役物撤去	棟瓦	42.90	m			
	役物撤去	谷樋	6.40	m			
	軒樋撤去		53.90	m			
	竪樋撤去		21.30	m			
	《屋根工事》						
	下地野地板等腐食部処置		174.00	㎡			
	下地合板新設		174.00	㎡			
	アスファルトルーフィング	940	174.00	㎡			
	カラーベスト葺き新設		174.00	㎡			
	カラー鋼板曲げ役物	軒先ケラバ水切り	53.90	m			
	カラー鋼板曲げ役物	棟包	42.90	m			
	カラー鋼板曲げ役物	谷樋	6.40	m			
	軒樋新設	角型	53.90	m			
	竪樋新設	60φ	21.30	m			
	軒樋竪樋役物	集水器、接手等	1.00	式			
	木製縁側修繕	ケレンの上WP塗装	1.00	式			
	小計						

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3	発生材処理工事						
	【とりこわし発生材積込】						
	発生材積込	がれき類	5.50	m3			
	〃	アスファルト類	0.40	m3			
	〃	木類	0.20	m3			
	〃	金属くず	0.10	m3			
	【とりこわし発生材運搬】						
	発生材運搬	がれき類	5.50	m3			
	〃	アスファルト類	0.40	m3			
	〃	木類	0.20	m3			
	〃	金属くず	0.10	m3			
	島外搬出費		1.00	式			
	【とりこわし発生材処分】						
	発生材処分	がれき類	11.50	t			
	〃	アスファルト類	0.50	t			
	〃	木類	0.30	t			
	〃	金属くず	0.20	t			
	小計						

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
B	電　気　設　備　工　事							
1	太　陽　光　発　電　設　備		1	式				
	合計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
1	太　陽　光　発　電　設　備							
	太陽光ﾓｼﾞｭｰﾙ		12.0	枚				
	蓄電ｼｽﾃﾑ		1.0	式				
	専用ﾘﾓｺﾝ		1.0	個				
	蓄電ｼｽﾃﾑ専用ｹｰﾌﾞﾙ		1.0	式				
	ﾌﾞﾚｰｶｰ	ELCB3P50/30A	1.0	個				
	自動切替器収容ﾎﾞｯｸｽ		1.0	個				
	開閉器函	MCCB3P50/30A	1.0	個				
	ﾓｼﾞｭｰﾙ取付費		1.0	式				
	発電ｼｽﾃﾑ工事費		1.0	式				
	ﾘﾓｺﾝ取付費		1.0	式				
	設定・試運転費		1.0	式				
	電線	IE 2.0×1　管内	44.0	m				
	電線	IE 5.5×1　管内	11.0	m				
	ケーブル	CE 3.5-2C　管内	18.0	m				
	ケーブル	CE 3.5-2C　ﾋﾟｯﾄ・天井	5.0	m				
	ケーブル	CE 5.5-3C　管内	5.0	m				
	ケーブル	CE 5.5-3C　ﾋﾟｯﾄ・天井	7.0	m				
	ケーブル	CE 8-2C　管内	2.0	m				
	ケーブル	CE 8-3C　管内	1.0	m				
	専用ｹｰﾌﾞﾙ	管内	7.0	m				
	専用ｹｰﾌﾞﾙ	ﾋﾟｯﾄ・天井	3.0	m				
	硬質ﾋﾞﾆﾙ管	VE 16　露出	5.0	m				
	硬質ﾋﾞﾆﾙ管	VE 22　露出	5.0	m				
	硬質ﾋﾞﾆﾙ管	VE 36　露出	9.0	m				
	金属可とう電線管	F38WP	8.0	m				
	金属線ぴ	MM1-A	6.0	m				
	金属線ぴ	MM1-B	4.0	m				

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
	金属線ぴ附属品	MM1-A ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ	2.0	個				
	金属線ぴ附属品	MM1-A 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	1.0	個				
	金属線ぴ附属品	MM1-B ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ	2.0	個				
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽPB-W	200×200×200 VE	1.0	個				
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽPB-W	150×150×150 VE	3.0	個				
	接地材 ED	14φ×1.5m (D種)	1.0	ヶ所				
	はつり補修	50φ	2.0	ヶ所				
	小　　計							

長島集会所

太陽光発電設備設置工事

建築図

図番	図面名称	縮尺
Ａ－０１	建築改修工事特記仕様書１	－
Ａ－０２	建築改修工事特記仕様書２	－
Ａ－０３	配置図　付近見取り　平面図	1/200・100
Ａ－０４	屋根伏図　立面図	1/100

電気設備図

図番	図面名称	縮尺
Ｅ－０１	電気設備　特記仕様書	－
Ｅ－０２	配置図　付近見取図	1/200
Ｅ－０３	太陽光発電設備　機器姿図	－
Ｅ－０４	太陽光発電設備　システム系統図、既設盤結線図	－
Ｅ－０５	太陽光発電設備　平面図・屋根伏図	1/100

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称　長島集会所　太陽光発電設備設置工事　　仕　様　書
2．工事場所　広島県豊田郡大崎上島町中野6520番地
3．敷地面積
4．構造規模

5．工事種目　太陽光発電設備設置工事　屋根改修工事

6．別途工事

7．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（2）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（3）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（4）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内

8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること

9．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内にまたは営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）【最新版】」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成２８年版）【平成２８年３月改定】」以下、「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督員と協議すること。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ・建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ・建築工事公衆災害防止対策要綱　・建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ・建築工事安全施工技術指針　・再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※適用する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，登録（契約），途中変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	4	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。
	⑥	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物理立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物理立税は見込んでいる

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントは建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督員と協議するものとする
	⑥	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	⑨	材料の品質等 ［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋲鉄製ふた

	⑩	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	⑪	施工数量調査 ［1．5．2］	調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は既存の防水層、シーリング材充填部、とい、笠木等及び下地の劣化状況を確認する。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	12	調査のための破壊部分の補修 ［1．5．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
	⑬	技能士 ［1．6．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
・外壁改修工事	・左官 ・塗装	・左官作業 ・建築塗装作業
・内装改修工事	・左官 ・塗装	・左官作業 ・建築塗装作業
・塗装改修工事	・塗装	・建築塗装作業
・防水改修工事	・防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業

1 一般共通事項	14	化学物質の濃度測定 ［1．6．9］	（1）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する 測定箇所は仕上表による、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のまま測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しない発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は，上記（2）～（4）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（1）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査 ［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督員の指示による）　・行わない
	⑮	工事写真等	下記のものを監督員に提出する。工事中写真の撮影は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳（カラー・サービス版）にまとめて完成検査日までに１部提出するものとする （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 （カラー・キャビネ版以上，表紙・背表紙に監督員の指示により工事名称等を印字すること） 【完成写真の撮影業者】・監督員の承諾する撮影業者 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること
	⑰	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 完成図の種類（※全て　・　） 作成方法 CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　.・普通紙　※ トレーシングペーパー　・ 不要 完成図　二ツ折製本（・ A1版　部　・A2版　部　・ A3版　部） 完成図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は，監督員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	18	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「広島県電子納品実施要領【営繕工事編】最新版（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	⑳	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	㉑	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける
	㉒	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	㉔	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	㉕	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	㉖	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督員の承諾を受ける
	㉗	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
外壁改修工事		年	
		年	
		年	

2 仮設工事	①	足場その他 ［2．2．1］ ［表2．2．1］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場の種別　・設置する（※鋼立、足場板等　・　　）　・設置しない ・外部足場の種別　・設置する（※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）・設置しない ・外部足場の防護シート　・設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ・Ｃ種のエレベーター（　　） ・Ｄ種の階段（　　）
	②	既存部分の養生 ［2．3．1］	養生方法　※ビニルシート，合板等による ・固定された家具等（備品，机，ロッカー等）の移動　※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブラインド、カーテン等の養生　養生方法　※取外し再取付　・ 保管場所　※構内既存施設内　・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	3	仮設間仕切り ［2．3．2］	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板 Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない Ａ種のグラスウール等の充填材 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜） ・行わない 仮設扉　（・木製　・　　）
	4	監督員事務所 ［2．4．1］	※設けない　・設ける ※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督員の指示により設置する ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（　　㎡）
	⑤	工事用水	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　施設管理者と協議の上，監督員の確認を得ること ・利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　施設管理者と協議の上，監督員の確認を得ること ・利用できない
	⑦	工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）
	8	出入口養生	※行う（ベニヤ等）　・行わない
	9	セキュリティー設備	既設設備の取り外し，取り付けを行う
	⑩	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画（適宜） ※大型車両進入時　（　　）人／日 ・常時配置　（　　）人／日 ・（　　）作業期間　（　　）人／日
3 防水改修工事	1	アスファルト防水 ［3．1．4］ ［3．2．6］ ［3．3．2～5］	屋根保護防水 防水層の種別

工　法		施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15㎜以上	・乾式保護材 ・コンクリート押 ・レンガ押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２ ・Ｂ－３				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		(材質) ※JIS A 9511による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き)又はJIS A 9511によるA種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b(ｽｷﾝあり) 厚さ　※25㎜　・50㎜	※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ等を平織りしたﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ(70g/㎡程度)	
・Ｐ１ＢＩ ・ＴＡＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２ ・ＢＩ－３				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
平場の保護コンクリートの厚ささて仕上げ
こて仕上げ　※水下　80㎜以上
床タイル張り　※水上　60㎜以上

・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原材料等を主原料として板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(㎜)	厚さ(㎜)			
	幅(㎜)			
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		-
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ	標準時	550以上	450以上	300以上
(N・cm)（ｽﾊﾟﾝ50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	凍結融解完了時(試験サイクル数)	400以上 (300)	320以上 (200)	250以上 (300)
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、モーメント凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと 残留変形量1/100以下 かつ加圧時の最大変形量4/100以下
剛性(E×I)スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		-	-	80000N・cm²以上

工事名称　長島集会所　太陽光発電設備設置工事

A－23513
令和6年　3月　日

株式会社 K構造研究所
広島市南区金屋町２－１５
TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807
1級建築士事務所 22（1）第0689号
1級建築士　229916号　豊田隆雄
担当　1級建築士 第363328号 今田　雄貴

図面名称　建築改修工事特記仕様書１

SCALE　－

2A / 01

縮小率　A３版１００％
A１版２００％

3 防水改修工事

(試験方法)
(1) 寸法の測定方法
(厚さ) 供試体の周辺から20㎜以上内側の四隅を0.05㎜まで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする
(2) 曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。測定項目については、凍結融解試験前，同試験100，200，300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする）
(3) 吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う
(4) 難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う
(5) 吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40 ㎜×長さ160 ㎜×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JISK 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140 ㎜になるように標線を刻む。 その後、1/150 ㎜以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30㎜となるように保持して、常温の水中に浸せきする。24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る
吸水による長さ変化率（ΔL)は、次式によって求める
（ΔL)＝ （L2 － L1）／ L1 ×100　　ΔL ：吸水による長さ変化率（%）
L1：乾燥時の標線間の長さ（㎜）　　L2 ：吸水時の標線間の長さ（㎜）
(6) 耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100，200，300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）－20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする
(7) 耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試 験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S 2対辺単純支持方法による
試験体の大きさは、4号（長さ400 ㎜，幅300 ㎜）とする。おもりは記号（W１－1000又はW2－500）とする。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する

屋根露出防水　防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率の防水の適用	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0D1 ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ※D1-2		(材質) ※JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ (厚さ)・25㎜	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示

屋内防水

工法	種別	施工場所	備　考
・P1E ・P2E	・E－1 ※E－2		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0㎜程度　・
屋上排水溝　・図示　・

2 改質アスファルトシート防水
[3．1．4]
[3．2．6]
[3．4．2、3]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・MA4S	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3AS1 ・M4AS1 ・P0AS1	・AS1-T1 ・AS1-J1		(材質) ※JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ (厚さ)・25㎜	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による　・
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による

3 防水改修工事

3 合成高分子系ルーフィングシート防水
[3．1．4]
[3．2．6]
[3．5．2～4]
[表3．5．1～3]

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・P0S ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・P0S1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S1-F1 ・S1-F2		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(Ⅱ)による ・ (厚さ)・25㎜	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・S1-M1 ・S1-M2		(材質) ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(Ⅰ)による ・ (厚さ)・25㎜			・ ・	

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	床塗り工法	下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	立ち上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S3S			※改修標準仕様書6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標準仕様書6.15.6(c)(1)に準ずる ・	※7㎜以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4㎜以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板
脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシート製造所の指定による
・脱気装置の種類：　、設置数量：　個/㎡
既存防水下地がPCコンクリート部材及びALCパネル下地で種別S-C1の場合の目地処理
・行う（・図示　・　）・行わない
PCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、S1-F1、S-C1の場合）
・行う（・図示　・　）・行わない
ALCパネル下地の入隅部の増張り（種別S-C1の場合）
・行う（・図示　・　）・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水
[3．1．4]
[3．2．6]
[3．6．2、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・P0X	※X－1 ・X－2		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける　・設けない
・L4X	・X－1 ※X－2		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける　・設けない
・P1Y	※Y－2 ・				・	保護層 ・設ける　・設けない
・P2Y	※Y－2 ・				・	保護層 ・設ける　・設けない
・	・				・	・

脱気装置の種類及び設置数量　※主材製造所の指定による

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※C-UI		※C-UP	

5 ケイ酸質系塗布防水
(9．6．1～4)
(表9．6．1～2)

6 シーリング
[3．1．4]
[3．7．2]
[3．7．4～7]

シーリング改修工法の種類　[表3．1．2]
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書 表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3．7．3による

3 防水改修工事

7 とい
[3．8．2、3]

といの材種　・硬質ポリ塩化ビニル管　カラー　・　.
ルーフドレン（改修用２重ドレン）

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

ロックウール保温筒及びビーズ法ポリスチレンフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・　.
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示
鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3.8.5による
たてどい受金物の取付け　※図示
ルーフドレンの取付け　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

8 アルミニウム製笠木
[3．9．2～3]

種類　・オーブン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形）　[表3．9．1]
・板材折曲げ形（・オーブン形式　・シール形式）
本体幅（　）㎜　板厚（※2.0㎜　・　㎜）
表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による　・　）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・　.
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・　.
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

6 内装改修工事

24 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　屋外　※２５型　・
屋内　※１９型　・２５型
屋外の軒天井，ピロティ天井等は，建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法とする

25 軽量鉄骨壁下地

形状及び寸法
※標準仕様書表６．７．１のスタッドの高さにより区分　・

26 せっこうボードその他ボード及び合板張り
[6．13．2、3]

種類	JIS記号	厚さ（㎜），規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
・中質木毛セメント板	MW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
・硬質木片セメント板	HF	・12　・15　・18　・21　・
・普通木片セメント板	NF	
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿）　・6　・8
・化粧けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿）　※6
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ（・9　・12(不燃)　・　） ・凹凸タイプ（・12　・15(不燃)　・19　・　）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25　・
・グラスウール吸音ボード号32K	GW-B	・25（ガラスクロス包）　・
・せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)　・15(不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)化粧無(下地張り用) 化粧有(ﾄﾗﾊﾞｰﾃﾝ模様)
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5　(・不燃　・準不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5(不燃)　・15(不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5(不燃)幅440㎜程度 模様(・柾目　・板目)専用下地材有り
・化粧せっこうボード（ﾄﾗﾊﾞｰﾃﾝ模様）	GB-D	9.5(準不燃)
・普通合板		表面の樹種 生地，透明塗料塗り（※ラワン程度　・　） 不透明塗料塗り（※しな程度　・　） 板面の品質（　）厚さ(㎜)（　） 接着の程度（・1類　・2類　） ・防虫処理
・天然木化粧合板		化粧板の樹種名（　） 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(㎜)（　） ・防虫処理
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法（・オーバーレイ・プリント・塗装） 表面性能（　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(㎜)（　） ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による（※1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・3　・7　・9　・12　・
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板ＶＮ　・研磨板ＶＳ ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード		・単板オーバーレイＤＶ　・塗装ＤＣ ・プラスチックオーバーレイＤＯ ・10(難燃)・12(難燃)
・ハードボード（素地）	HB	・未研磨板（・スタンダード・テンパード）ＲＮ ・研磨板（・スタンダード・テンパード）ＲＳ
・ハードボード（化粧）	HB	・内装用ＤＩ・外装用ＤＥ ・2.5　・3.5　・5　・7　・
・インシュレーションボード	ＩＢ	A級（・天井仕上・内装仕上・　） ・9　・12　・15　・18　・

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない
合板類，ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
合板類の張付け　※Ｂ種　・Ａ種
せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

27 メラミン樹脂化粧板
JIS K 6903規格品
厚さ　・1．0　※1．2　・1．6

28 浴室天井材
準不燃認定品
製造所
見切縁，水切りは特記製造所の仕様による

7 塗装改修工事

1 材料
[7．1．3]
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・

2 既存塗膜の除去
[7．2．1]
塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の３０％

3 下地調整
[7．2．1～7]

	塗替え	新設	ひび割れ部の補修
木部	(※ＲＢ種　・　)	(・ＲＡ種　・ＲＢ種)	
鉄鋼面	(※ＲＢ種　・　)	(※ＲＡ種　・　)	
亜鉛めっき鋼面	(※ＲＢ種　・　)	(※ＲＡ種　・　)	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	(※ＲＢ種　・　)	(※ＲＡ種　・　)	
モルタル面、プラスター面	(※ＲＢ種　・　)	(・ＲＡ種　・RB種)	(・行う　・行わない)
コンクリート面(DP以外) ネル、面	(※ＲＢ種　・　)	(※ＲＡ種　・　)	(・行う　・行わない)
コンクリート面（ＤＰ）、押出成型セメント板面	(・　)	(※ＲＡ種　・　)	(・行う　・行わない)
せっこうボード面、その他ボード面	(※ＲＢ種　・　)	(・ＲＡ種　・RB種)	

4 錆止め塗料塗り
[7．3．2～3]

塗装面		塗装面	塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種　・	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面	※Ａ種　・	※Ａ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面	※Ｃ種	※Ａ種　・

5 仕上げ塗料塗り
[7.4.2～7.15.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り （ＳＯＰ）	木部外部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部内部	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）	屋内木部	表7．6．1	
	鉄鋼面	表7．6．2	
	亜鉛めっき鋼面	表7．6．3	
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り（ＮＡＤ）	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面 ・モルタル面	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り　（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り ・１級 ・２級 ・３級	・Ａ種　・Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り ・１級 ・２級 ・３級	・Ａ種　・Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種
	コンクリート面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－２種 ・Ｂ－２種 ・Ｃ－２種
	押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－２種 ・Ｂ－２種 ・Ｃ－２種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り （ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ａ種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	プラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り （ＥＰ）	塗装面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	プラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り （ＥＰ－Ｔ）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面 モルタル面 プラスター面 せっこうボード面	・Ａ種　※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ラッカーエナメル塗り　（ＬＥ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・オイルステイン塗り　（ＯＳ）	木部		
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　※１種　・
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
・高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種
塗料その他　JISK5675（屋根用高日射反射率塗料）２種　等級　・１種　・２種　・３種
塗付け量は、塗料製造所の仕様による

工事名称
長島集会所　太陽光発電設備設置工事

A－23513
令和6年　3月　日

株式会社 K構造研究所
広島市南区金屋町２－１５
TEL (082)－569－8808 FAX (082) 569－8807
1級建築士事務所 22(1)第0689号
1級建築士　229916号 豊田隆雄
担当　1級建築士 第363328号 今田 雄貴

図面名称
建築改修工事特記仕様書２

SCALE
－

2A / 02

縮小率　A3版100%
A1版200%

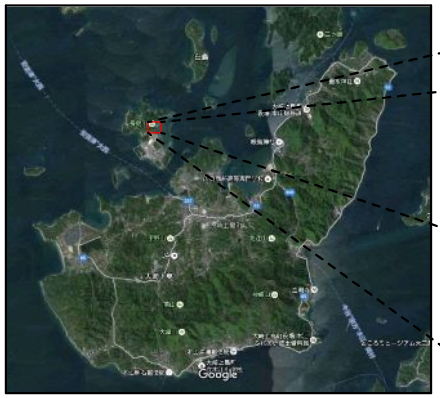

付近見取り図

長島集会所
住所　大崎上島町中野6520番地

周辺見取り

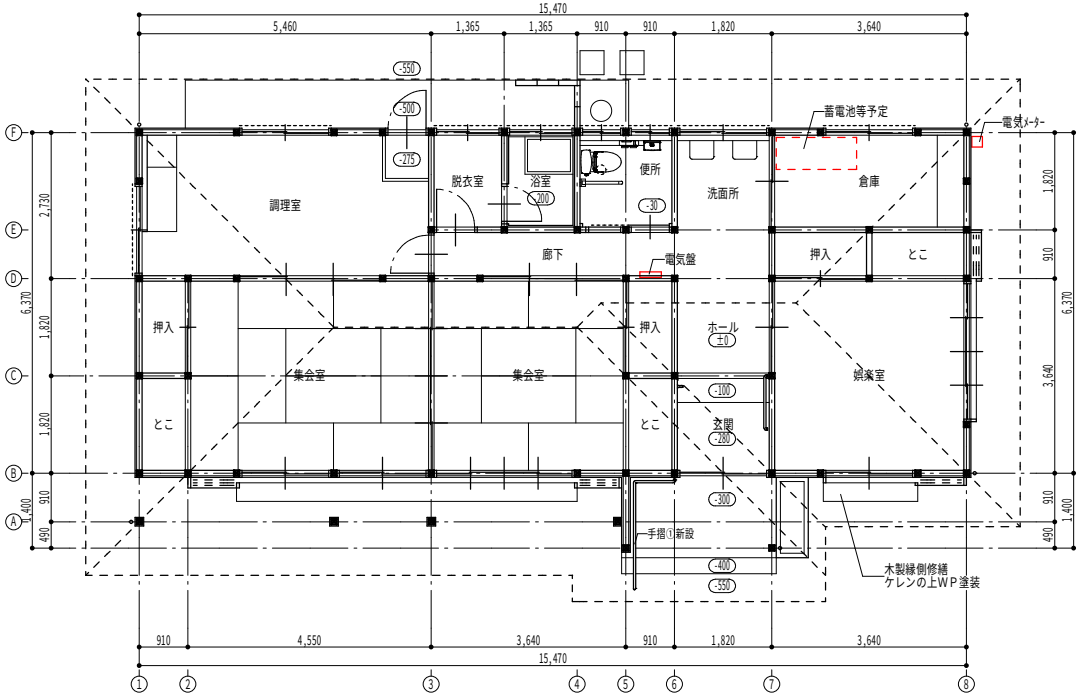

平面図
1/100

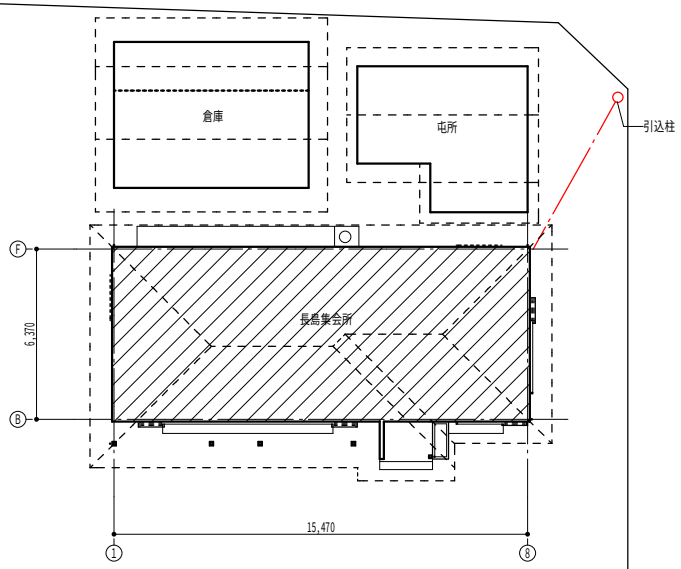

配置図
1/200

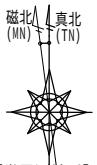

【世界測地系】

今　回　工　事
1．太陽光発電システム設置
2．屋根改修工事

仕　上　表	
A　外部仕上	
外壁	：　サイディング貼り一部ラスモルタルの上、タイル張り
屋根	：　合板下地アスファルトルーフィング下地　コンクリート瓦葺き 下地共全撤去（野地板除く）耐水合板<9>増し張下地アスファルトルーフィング下地 カラーベスト葺き（棟、軒先水切り等役物撤去新設（カラー鋼板））新設 軒樋及び竪樋撤去新設（既存同等品） ※　野地板下地については、現地下地状況を確認の上、撤去等必要な場合の範囲は決定とする。 （想定は全面増し張）
※　屋根改修及びパネル設置等必要に応じた足場を設置すること。	
その他	：　木製縁側修繕　ケレンの上WP塗装

工事名称	長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和７年　３月　日	株式会社 K構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082)－569－8808　FAX (082) 569－8807	1級建築士事務所　22（1）第0689号 1級建築士　229916号　豊田隆雄	担当	1級建築士 第363328号 今田　雄貴	図面名称	配置図　付近見取り　平面図	SCALE 1/200・100	2A / 03

縮小率　A３版１００％
A１版２００％

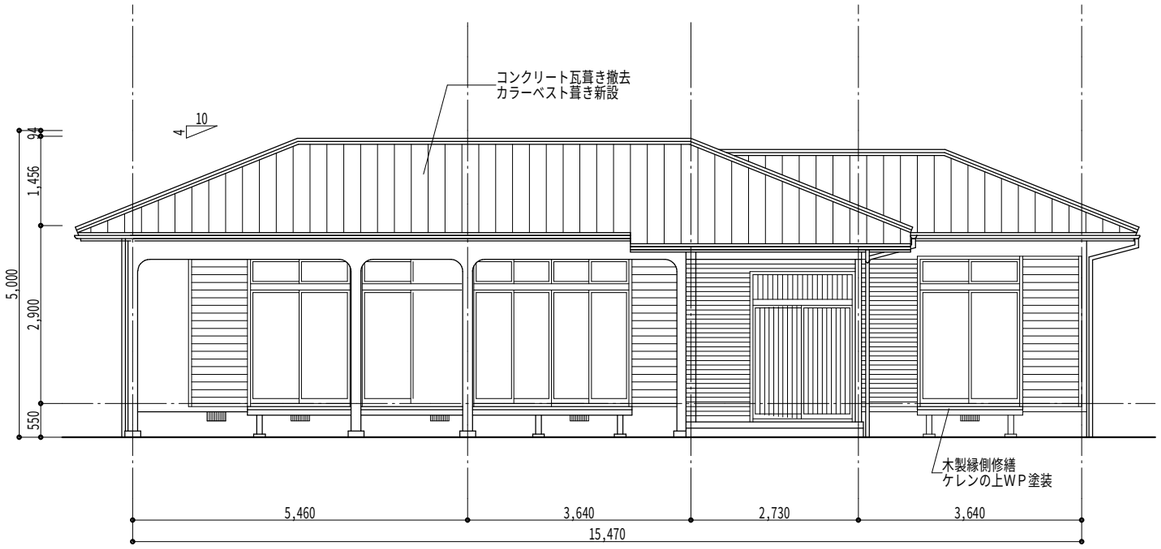

南面　立面図
1/100

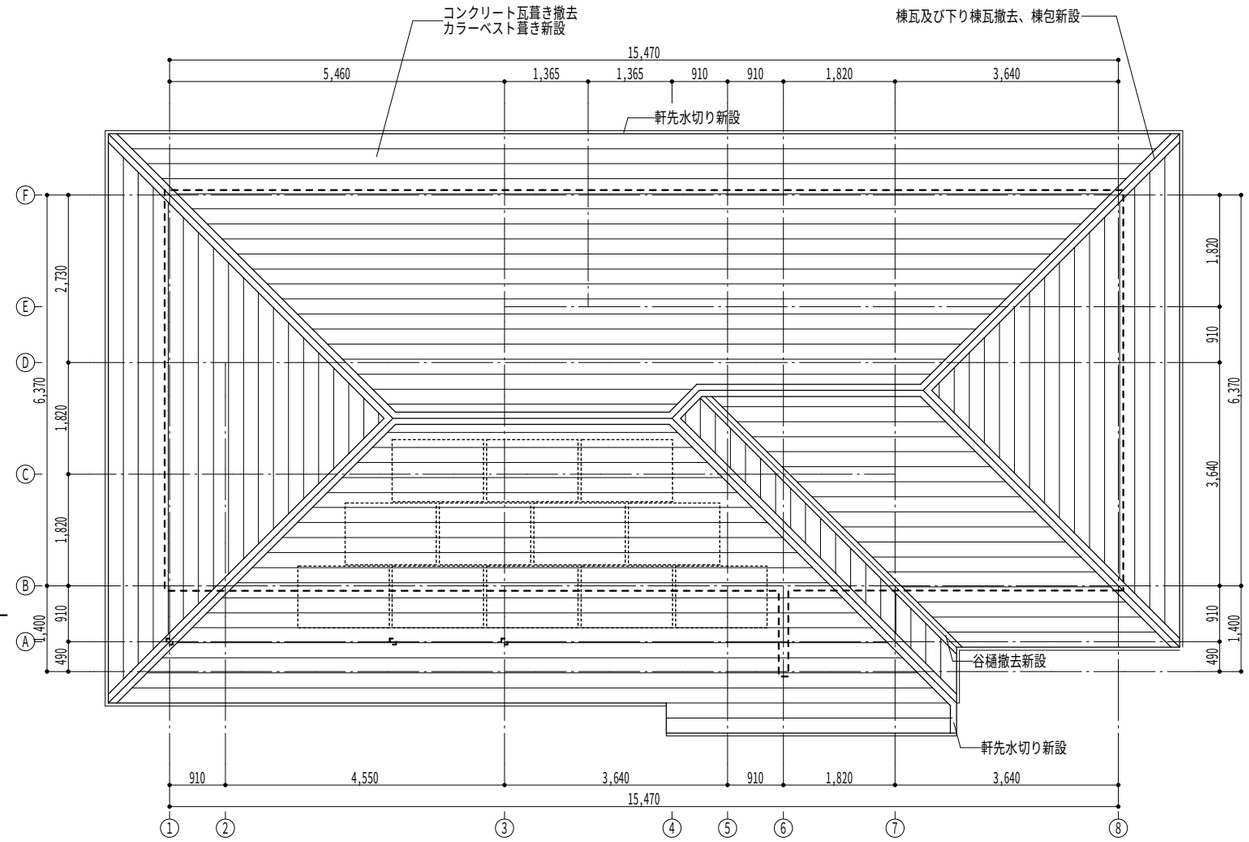

平面図
1/100

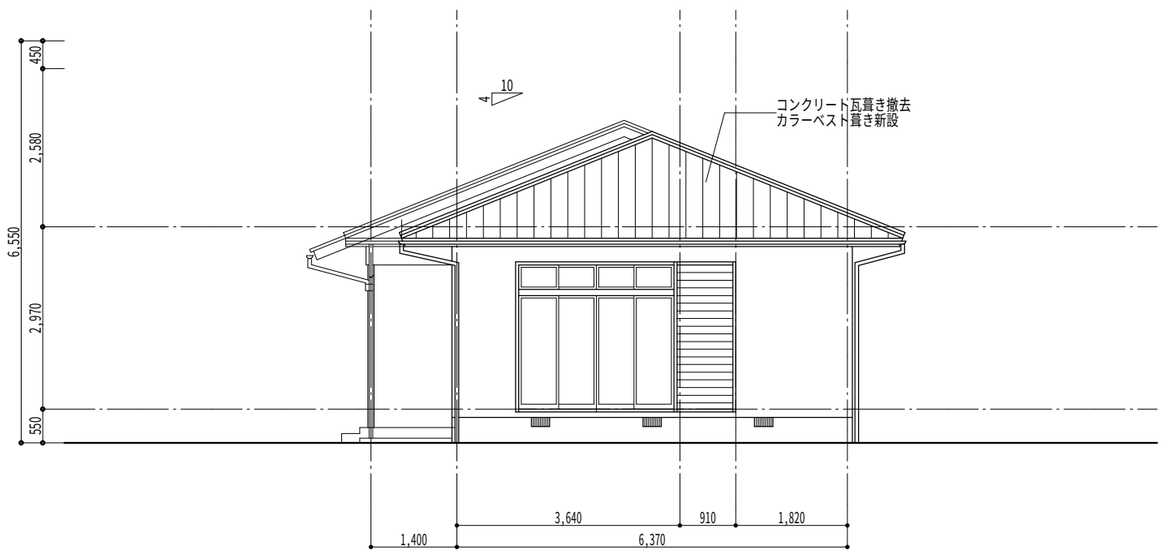

東面　立面図
1/100

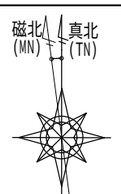

【世界測地系】

今　回　工　事

1．太陽光発電システム設置
2．屋根改修工事

仕　上　表

A　外部仕上

外壁　：　サイディング貼り一部ラスモルタルの上、タイル張り

屋根　：　合板下地アスファルトルーフィング下地　コンクリート瓦葺き
下地共全撤去（野地板除く）耐水合板<9>増し張下地アスファルトルーフィング下地
カラーベスト葺き（棟、軒先水切り等役物撤去新設（カラー鋼板））新設
※　野地板下地については、現地下地状況を確認の上、撤去等必要な場合の範囲は決定とする。
（想定は全面増し張）

※　屋根改修及びパネル設置等必要に応じた足場を設置すること。

その他　：　木製縁側修繕　ケレンの上WP塗装

工事名称	長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和7年　3月　日	株式会社K構造研究所 広島市南区金屋町2－15 TEL(082)-569-8808 FAX(082)569-8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担当	1級建築士 第363328号 今田　雄貴	図面名称 立面図　屋根伏図	SCALE 1/100	2A 04

縮小率　A3版100%
A1版200%

Ⅰ．工 事 概 要 等

1．工事名称　長島集会所　太陽光発電設備設置工事

2．工事場所　広島県豊田郡大崎上島町中野６５２０番地

3．建物概要

建 物 名 称	構　造	階 数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
長島集会所	木造	平屋	．	．	

4．工事種目　（⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外／工事種目	工事種別					
	長島集会所					
・ 電灯設備						
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 電力貯蔵設備						
⊙ 発電設備	新設一式					
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 医療関係設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						

5．指定部分　※ 無し　・ あり（工期 令和 年 月 日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1．共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
　ア　公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出、発注者実施への協力等）
　イ　契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1．1．13）を優先する。

	項　目	特 記 事 項

一般共通事項

①．施工図等
別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人承認の上で提出する。なお、当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

②．施工条件
現場説明書による。

3．工事安全計画書
建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。

4．施工調査
施工に先立ち、改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　　・　　）
調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。
撤去する機器類等について、製造年、品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し、監督職員に報告する。・微量ＰＣＢ含有機器（・変圧器　・　　）
・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　・　　）

⑤．発生材の処理
引渡しを要するもの　※無　・有（・金属類　・盤類　・電線，ケーブル　・　　）
特別管理産業廃棄物　※無　・有　・本工事において調査を行う。
（・ＰＣＢ使用機器　・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　　））
特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。
工事中、特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合、その処理方法は監督職員と協議する。
①ＰＣＢ使用機器　※ 無　・ 有　・ 未調査
　撤去するＰＣＢ使用機器の分析を行う。
　分析費　（ ※ 別途　・ 本工事）
　ＰＣＢ小機器収納容器　（ ※別途　・本工事（用途　　））
②アスベスト含有設備資機材　※ 無　・ 有　・ 未調査
　撤去するアスベスト含有設備資機材の分析を行う。
　分析費　（ ※ 別途　・ 本工事）
放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有
　製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・ 別途　※ 本工事）
六フッ化硫黄（ＳＦ６）ガス　※ 無　・ 有
ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等受変電機器に含まれるＳＦ６ガスは、製造者又はガス回収業者に抜き取り及び処理を委託する。
再生資源化を図るもの　※無　・有（・蛍光管　・ＨＩＤランプ　・小型二次電池　）
（1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。
（2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、（1）に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
（3）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

⑥．機材の品質等
（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
（2）別表－１に示す機材等を使用する場合は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

⑦．完成時の提出書類等

（1）工事完成図書引渡書Ａ４版	2部
（2）完成図書	1部
（3）完成図面・施工図面二折りＡ３版製本	1部
（4）縮小完成図面・施工図面二折りＡ４版製本	2部
（5）工事写真	
（工事中写真Ａ４版）	1部
（完成写真Ａ４版）	2部
（6）電子成果品（電子納品）ＣＤ－Ｒ	2部
（7）工事監理図書Ａ４版	1部
（8）工事概要調書Ａ４版	2部
（9）諸官庁届出書類一覧表Ａ４版	1部
諸官庁届出書類（正）Ａ４版	1部
（10）運転操作説明書Ａ４版製本・取扱説明書	1部
（11）展開接続図Ａ３版製本	部
（12）保全管理台帳Ａ４版・設備台帳Ａ４版	部
（13）型式台帳	式

※型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。
※建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。
※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。
※完成図は、原則、ＣＡＤにて修正を行い、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示する。

8．足場
本工事で設置する。　・外部足場（　種）　・内部足場（　種）
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場のせっちにあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。

⑨．工事用電力、水、その他
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

10．監督職員事務所
本工事で設置する

11．受注者事務所その他
構内につくることができる

12．建設発生土の処理
※　現場説明書の施工条件明示による
・　構内指示場所に敷き均し
・　構内指示場所に堆積

13．非破壊検査
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。原則として探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法又は電磁レーダ法）とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。
放射線透過検査の検査費は別途とする。

⑭．既存躯体への穿孔
穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。

15．あと施工アンカー
施工後確認試験
試験方法　引張試験機による引張り試験
確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト１本に作用する引抜き力以上
試験箇所数　１施工単位に対し１本以上
対象機器　（・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・変圧器　・　　）

16．電気工事士
最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。

⑰．耐震施工
設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器については、製造業者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。
（1）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器重量［ｋＮ］に、地域係数（・1．0　※0．9　・0．8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・火災報知受信機　・中央監視制御装置　・通信総合盤　・　　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

⑱．電線類
（1）ＥＭ電線類で規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まないものとする。
（2）通信ケーブルでＪＣＳ規格にない対数のケーブルはＪＣＳ規格に準じたものとする。
（3）盤内配線はＥＭ電線を使用する。ただし、製造者標準品は除く。

⑲．電線本数・管路等
分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

⑳．露出配管の塗装（付属品を含む）
塗装する部分　・居室（　　）・廊下　・屋上、屋側　・屋外　・機械室

㉑．屋外露出配管の仕上げ
屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量３００ｇ／㎡以上］とする。

22．ケーブルの種類
EM－高圧架橋ポリエチレンケーブルは、ＪＣＳ４３９５「６６００Ｖ架橋ポリエチレンケーブル（３層押出型）」によるものとし、次による。

呼称（図示記号）	種　類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V トリプレックス型架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (6600V CE/F(EE))

㉓．フラッシュプレートの材質
⊙金属製（ステンレス、新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　　）

㉔．カバープレートの用途別表示
シール等を貼付し、用途を表示する。

㉕．プルボックスの塗装
ステンレス製プルボックスの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）

㉖．屋上・屋側の支持金物等
ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。

27．接地極
接地極の材料は次による。

	接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
・	共 同 接 地	$E_{A \cdot D}$	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	共 同 接 地	$E_{A \cdot C \cdot D}$	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	Ａ　種	E_A	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	Ｂ　種	E_B	Ω以下	EB×2連－ 2組
・	Ｃ　種	E_C	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	Ｄ　種	E_D	100Ω以下	EB×1
・	高 圧 避 雷 器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	交 換 機 用	E_t	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通 信 用	E_{At}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通 信 用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
・	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
・	測 定 用	E_o	―	EB×1

（連結及び単独の場合，ＥＢはD=14　L=1，500又はW=40　L=1，200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_oの場合，ＥＢはD=10　L=1，000又はW=30　L=900とする）

28．他工事との取合い
図面に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。

29．天井仕上げ区分
（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

30．配線図記号その他
(1) EEF1．6－2C×2は、EEF1．6－4Cを使用してもよい。
（2）ＥＭケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「ＥＭ－」を省略する。

31．適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
（1）風圧力
風速（Ｖo＝　・30　・32　・34　m／s）　地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
（2）積雪荷重
平成１２年建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）

㉜．呼び線
長さ１m以上の入線しない電線管には１．２mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。

㉝．露出配管の固定保護
２．５m以下のサドル及びダクターには保護を行う。

㉞．屋上・屋側等への設置機材の周囲処理
建築物（構造体）に直接設置するプルボックス、各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。

㉟．官公署への手続き
工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。

㊱．工事現場の表示
現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。
※工事名等の表示板（９００mm×６００mm）　・工事概要等の説明看板（９００mm×６００mm）

37．交通誘導員
＿＿＿＿＿＿＿＿作業期間、交通誘導員を＿＿＿（人／日）配置すること。

38．工事中情報共有システム
（1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
（2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html
（3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。
（4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

39．電子納品
電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html
※　工事管理ファイル　・　施工計画書　・　工程表　・　打合せ簿
・　機材関係資料　・　施工関係資料　・　検査関係資料　・　発生材関係資料
※　完成図　・　保全に関する資料　※　施工図　※　完成写真　・　その他

40．地質変位等への対応
建物引込み部の地盤変位等への対応
想定沈下量　（　・２００mm以下　・６００mm以下　・１，０００mm以下　）

41．地中配管の埋設深さ
特記なき場合は地表面（舗装がある場合は舗装下面）から３００mm以上とする。
コンクリート製埋設標は彫込み表示のものを用いる。

電灯設備

1．照明制御の照度測定等
明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は、照度測定を行い、測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。
照度測定（１００％点灯時（※夜間　・　））（調光制御点灯時（※夜間　※昼間））

2．照明制御装置設定器
納入数　※１個　・　個

3．アドレス設定器（多重伝送式）
設定器機能　・アドレス設定　・グループ設定　・パターン設定
・タイムスケジュール設定
納入数　※１個　・　個

4．点検用リモコン（非常用照明・誘導灯用）
納入数　※１個　・　個

5．配線器具
・接地極付きコンセント（２Ｐ１５Ａ）はプラグ無しとする。
・防水形コンセントはプラグ無しとする。
・ハーネスジョイントボックス用ＯＡタップのケーブルは、ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

6．照明器具
（1）ＬＥＤの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。
ＬＥＤの光源色　（・電球色　※昼白色）
（2）ＬＥＤ照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（１００Ｖ～２４２Ｖ）に対応するものとする。

動力設備

1．インバータ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率（%）	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はＪＥＭ－ＴＲ２４５「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）０．４kWの効率はＪＩＳ　Ｃ　４２１２「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧２００Ｖ、ＩＰ４Ｘ、６極、５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値とする。
（3）０．７５kWの効率はＪＩＳ　Ｃ　４２１３「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧２００Ｖ、ＩＰ４Ｘ、６極、５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値とする。

構内交換設備

1．型式　※ボタン電話装置　・交換装置
2．保安器用接地　※本工事　・別途工事
3．壁掛電話機　送受話器の落下防止を施す。

構内配電線路

1．地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力　※電気　・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は、アスファルト舗装用とする。

2．高圧負荷開閉器
※閉鎖形（中耐塩形）　・閉鎖形（重耐塩形）
・避雷器内蔵　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性）
※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

3．高圧ケーブルの端末部
高圧電力ケーブルの端末両端部にシースの収縮対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。

4．高圧電力ケーブルの屋外端末処理
・一般形　・耐塩形

5．照明用ポール
照明用ポールには配線用遮断器（引外し装置なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。

6．施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から３００mm以上とする。
建物側配管引込み部の地盤変位対応（沈下量　・０．２m以下　・０．６m以下　・１．０m以下）

構内通信線路

1．地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信　・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は、アスファルト舗装用とする。

2．施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から３００mm以上とする。
建物側配管引き込み部の地盤変位対応
（沈下量　・０．２m以下　・０．６m以下　・１．０m以下）

雷保護設備

1．大地抵抗の測定
工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。

2．接地システム
・構造体利用接地極　・Ａ型接地極　・Ｂ型接地極　・ＪＩＳ　Ａ　4201－1999

受変電設備

1．受変電設備容量　＿＿＿ｋＶＡ

2．変圧器
次のものを付属させる。
・移動車輪（７５ｋＶＡ以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付）
モールド変圧器の表面は充電部とみなし、注意標識を取付ける。

3．予備品等
標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数

発電設備

〈燃料系発電装置〉
1．電気方式　・高圧　・低圧
2．発電機容量　＿＿＿ｋＶＡ以上
3．燃料小出槽　返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは、通過形接点とする。
4．燃料種別　・軽油　・Ａ重油

〈太陽光発電装置〉
①．太陽電池アレイ　公称出力　４．０ｋW以上
②．パワーコンディショナ　定格容量　５．９ｋW以上
交流出力の電気方式 単 相 ３ 線 １００／２００Ｖ
自立運転機能　（ ⊙有　・無）
3．表示装置　・液晶　・ＬＥＤ表示装置
④．連系する電力系統　・高圧受電みなし低圧連系　・高圧連系　⊙低圧連系

拡声設備

増幅器
・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。
・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。
（一斉回路は使用しない）

その他

① 機器取付高
機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高３m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）		名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地　上～窓中心	1，800～2，000	拡声表示	壁掛形スピーカ	床　上～中　心	天井高×0．9
	引込開閉器	床　上～中　心	1，800～2，200		壁付アッテネータ	〃	1，300
					情報・出退表示盤	〃	天井高×0．9
電灯	分電盤，ＯＡ盤，実験盤	床　上～中　心	1，500（上端1，900以下）		壁付発信器	〃	1，300
	ホーム分電盤	天井下～上　端	200		ベル，ブザー，チャイム	〃	2，300
	スイッチ	床　上～中　心	1，300		受付押ボタン（一般）	床　上～中　心	1，300
	〃（多機能トイレ・車椅子用居室）	〃	1，100		電源箱	床　上～下　端	300
	〃（車椅子用ベッド周辺）	〃	900	誘導支援	外部受付用インターホン（子機）	標準図による	
	〃（自動・手動切替）	〃	1，800		車椅子用インターホン（居室子機）	床　上～中　心	1，100
	コンセント（一般）	〃	300		壁付インターホン（上記以外）	〃	1，300
	〃　（和室）	〃	150		壁付押ボタン（多機能トイレ）	〃	900
	〃　（台上）	台　上～中　心	150		壁付押ボタン（多機能トイレ）床転倒時用	〃	400
	〃　（土間）	床　上～中　心	800～1，300				
	〃（車椅子用居室）	〃	400		身障者用インターホン（子機）	標準図による	
	〃（車椅子用ベッド周辺）	〃	900	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上　端	200
	〃　（トイレ）	〃	300～400		テレビ端子	床　上～中　心	300
	ブラケット（一般）	〃	2，100～2，300		〃　（和室）	〃	150
	〃　（踊場）	〃	2，000～2，500				
	〃　（鏡上）	鏡上端～中　心	150				
動力	壁掛形制御盤	床　上～中　心	1，500（上端1，900以下）	火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1，500
	手元開閉器	〃	1，500		機器収容箱	〃	800～1，500
	操作スイッチ	〃	1，300		発信機	床上～中心	800～1，500
構内交換	端子盤	床　上～下　端	300		ベル	天井下～上　端	200
	保安器箱	天井下～上　端	200		表示灯	〃	200
	壁付アウトレット	床　上～中　心	300	ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中　心	300
	〃　（和室）	〃	150		検知器（都市ガス）	天井下～中　心	300
	壁付電話機	〃	1，300		〃（ＬＰガス）	床　上～上　端	300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1，500（上端1，900以下）				
	子時計	床　上～中　心	天井高×0．9				

2．工事実績情報の登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。
なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。

別表－１「外部機関等による評価済み機材表」

	品　目	機　材　名		
・	ＬＥＤ照明器具（一般屋内用に限る）			
・	照明制御装置			
・	可変速運転用インバータ装置			
・	盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
		高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
・	高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
		高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
・	絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
・	蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
		制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
・	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）			
・	太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
・	監視カメラ装置			
・	中央監視制御装置	監視制御装置		

3．快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり、「快適トイレモデル工事実施要領（最新版）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係＿その他の契約関係の様式」に掲載している。
また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>　入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

④ 施工（業務）計画書への記載
（1）次の内容について、「その他」項目に記載を求める。
　ア　発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
　イ　上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
　ウ　上記ア、イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
（2）「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
（3）「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし、変更施工（業務）計画書の提出を求める。

工事名称　長島集会所　太陽光発電設備設置工事	Ａ－２４５１５ 令和７年　３月　日	株式会社Ｋ構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082) -569-8808 FAX (082) 569-8807 1級建築士事務所 22（1）第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担当　1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称　電気設備　特記仕様書

SCALE　－　　2E／01

縮小率　Ａ３版１００％
　　　　Ａ１版２００％

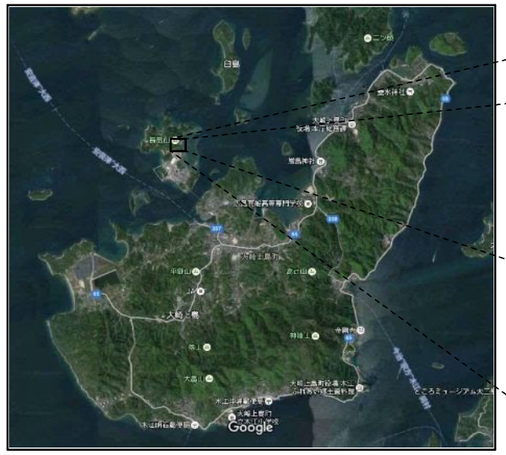

付近見取り図

長島集会所
住所　大崎上島町中野６５２０番地

周辺見取り

今　回　工　事
１．太陽光発電システム設置
２．屋根改修工事

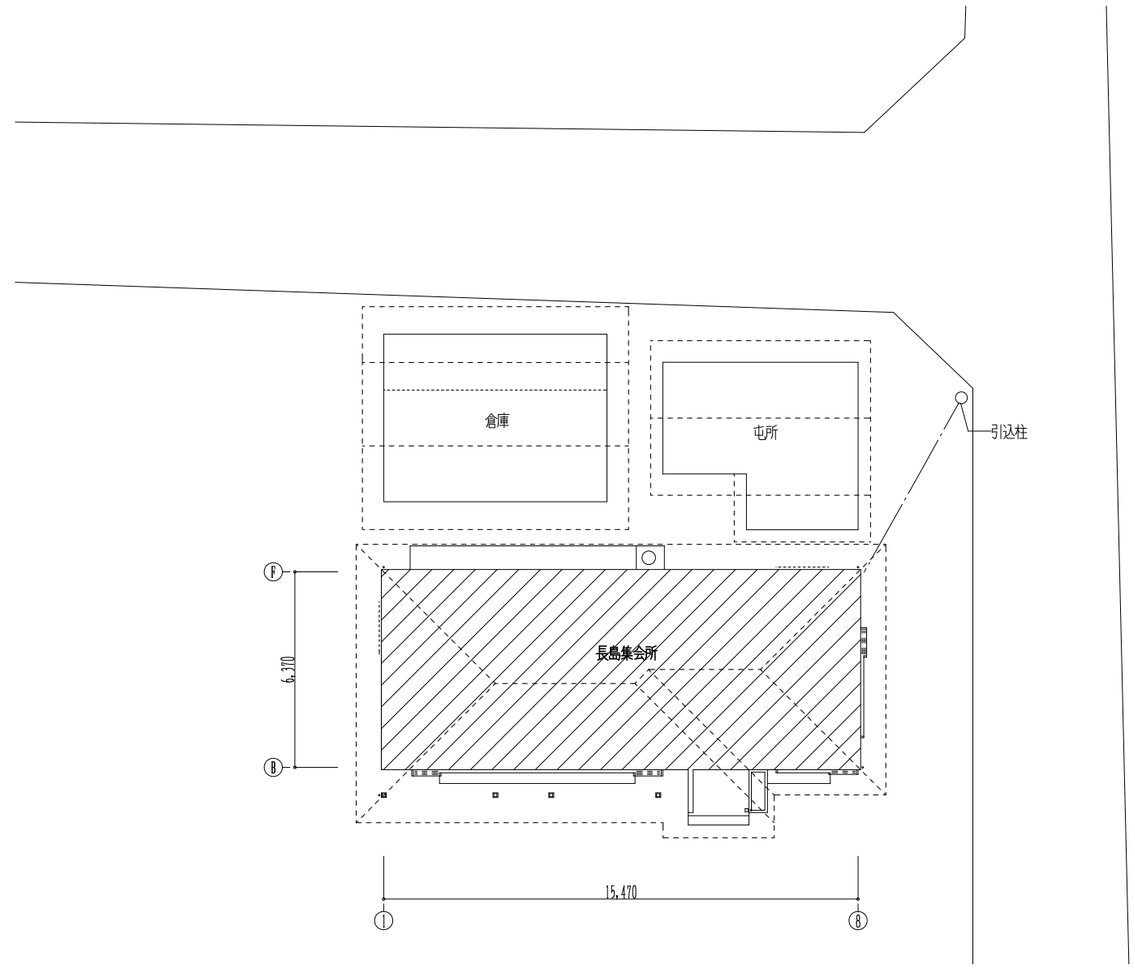

配置図　１／２００

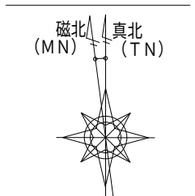

【世界測地系】

工事名称	長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和７年　３月　日	株式会社 K構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807	１級建築士事務所 ２２（１）第０６８９号 １級建築士　２２９９１６号　豊田隆雄	担当	１級建築士 第363328号 今田　雄貴	図面名称 配置図　付近見取図	SCALE 1/200	2E / 02

縮小率　Ａ３版１００％
Ａ１版２００％

太陽電池モジュール

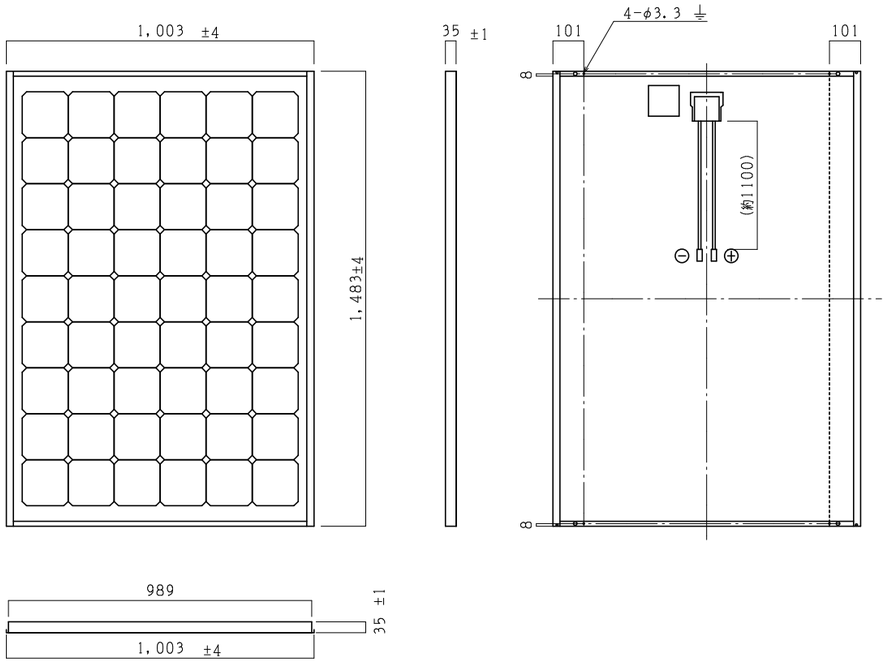

仕　様

モジュール仕様：ＪＩＳ Ｃ ８９９０準拠	
最大出力	３４０Ｗ
絶縁抵抗	１００ＭΩ以上
耐電圧	ＤＣ２Ｅ＋１０００Ｖ
使用条件	－２０℃～４０℃
架台仕様	ＪＩＳ Ｃ ８９９５準拠 ＪＩＳ Ｈ ８６４１ ＨＤＺ４５以上
その他	耐塩害地域に適合したものとする。

パワーコンディショナ（５．９ｋＷ）

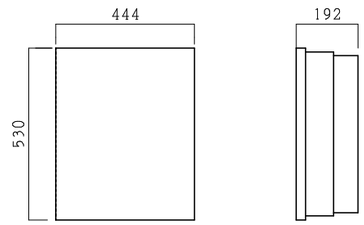

仕　様

自立出力	電気方式：単相３線式
	定格出力：４．０ＫＶＡ（蓄電池接続時）
	出力電圧：ＡＣ　２０２Ｖ±１２Ｖ／１０１Ｖ±６Ｖ
	周波数：５０／６０Ｈｚ
太陽光発電	入力回路数：３回路
保護等級	ＩＰ５５相当
本体質量	２０Ｋｇ

蓄電池ユニット（７．７ｋＷｈ）

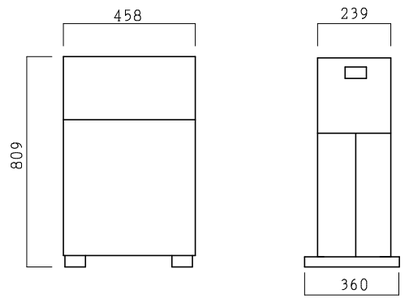

仕　様

容量	７．７ｋＷｈ
電池種類	リチウムイオン畜電池
電池構成	１モジュール構成（３２直列１並列）
定格電圧	１０２．４Ｖ
保護等級	ＩＰ５５相当
本体質量	７３Ｋｇ

室内リモコン

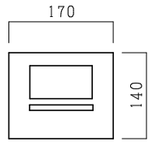

※姿図及び仕様は参考とし、メーカー標準品とする。

工事名称							
長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和7年　3月　日	株式会社 K構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担当	1級建築士 第363328号 今田　雄貴	図面名称 太陽光発電設備　機器姿図	SCALE －	2E / 03

縮小率　A3版100%
A1版200%

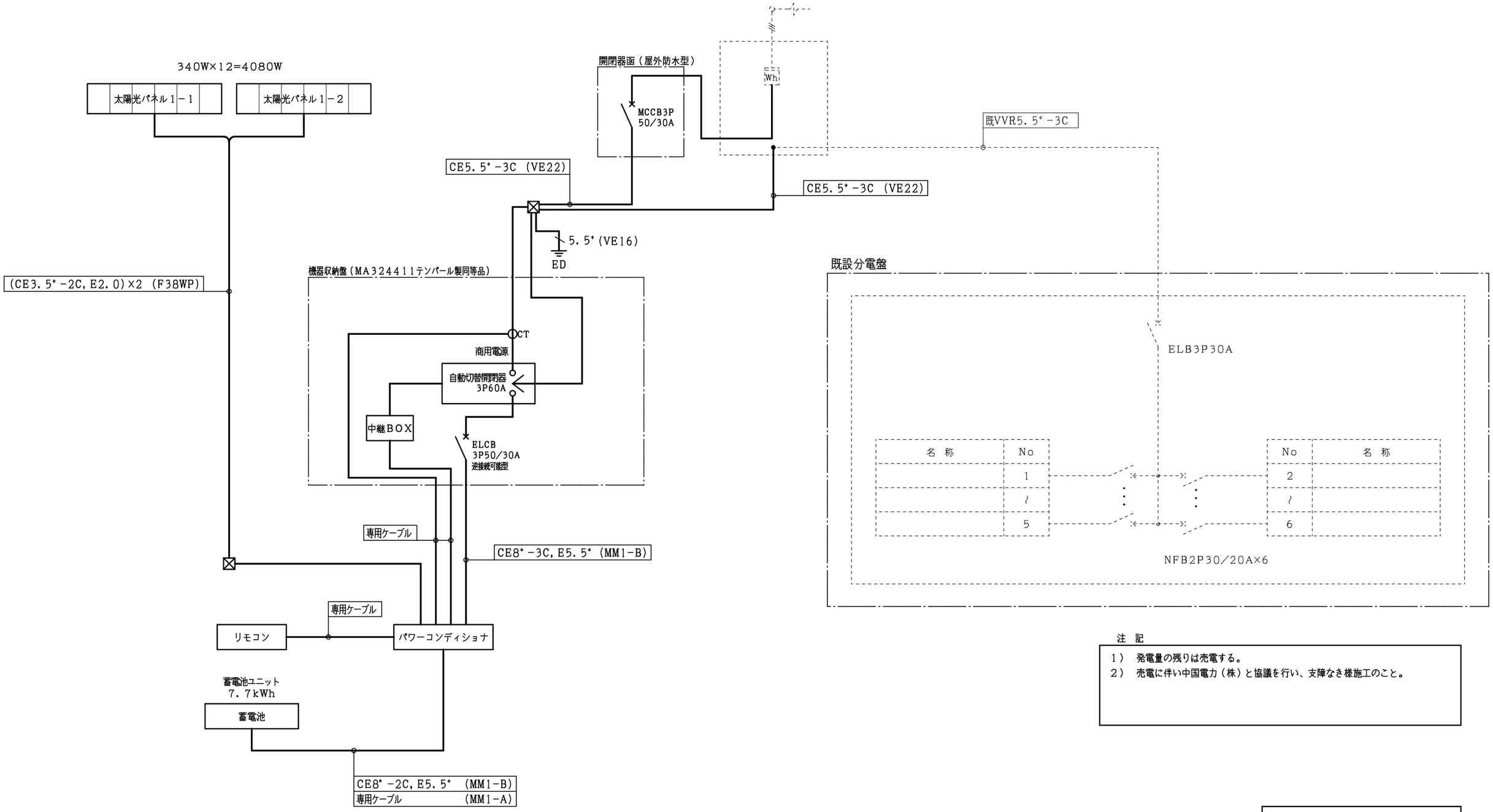

注 記

1） 発電量の残りは売電する。
2） 売電に伴い中国電力（株）と協議を行い、支障なき様施工のこと。

------- は、既設を示す。
（既）印は、既設を示す。

工事名称							
長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和7年　3月　日	株式会社 K構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807	1級建築士事務所 22（1）第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担 当	1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称 太陽光発電設備　システム系統図、既設盤結線図	SCALE －	2E / 04

縮小率　A3版100%
A1版200%

・アレイ取付は製造者標準仕様とする。（瓦屋根専用）
止水及び風圧対策を確実に行う事。

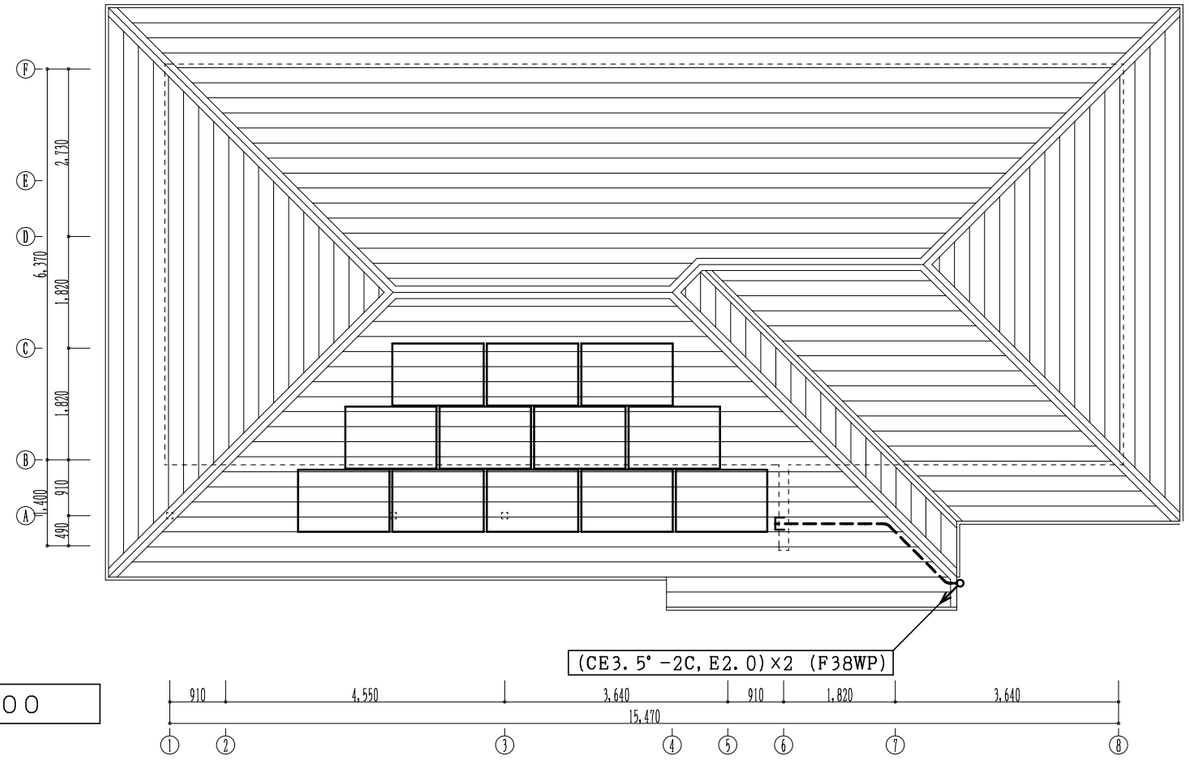

屋根伏図　1／100

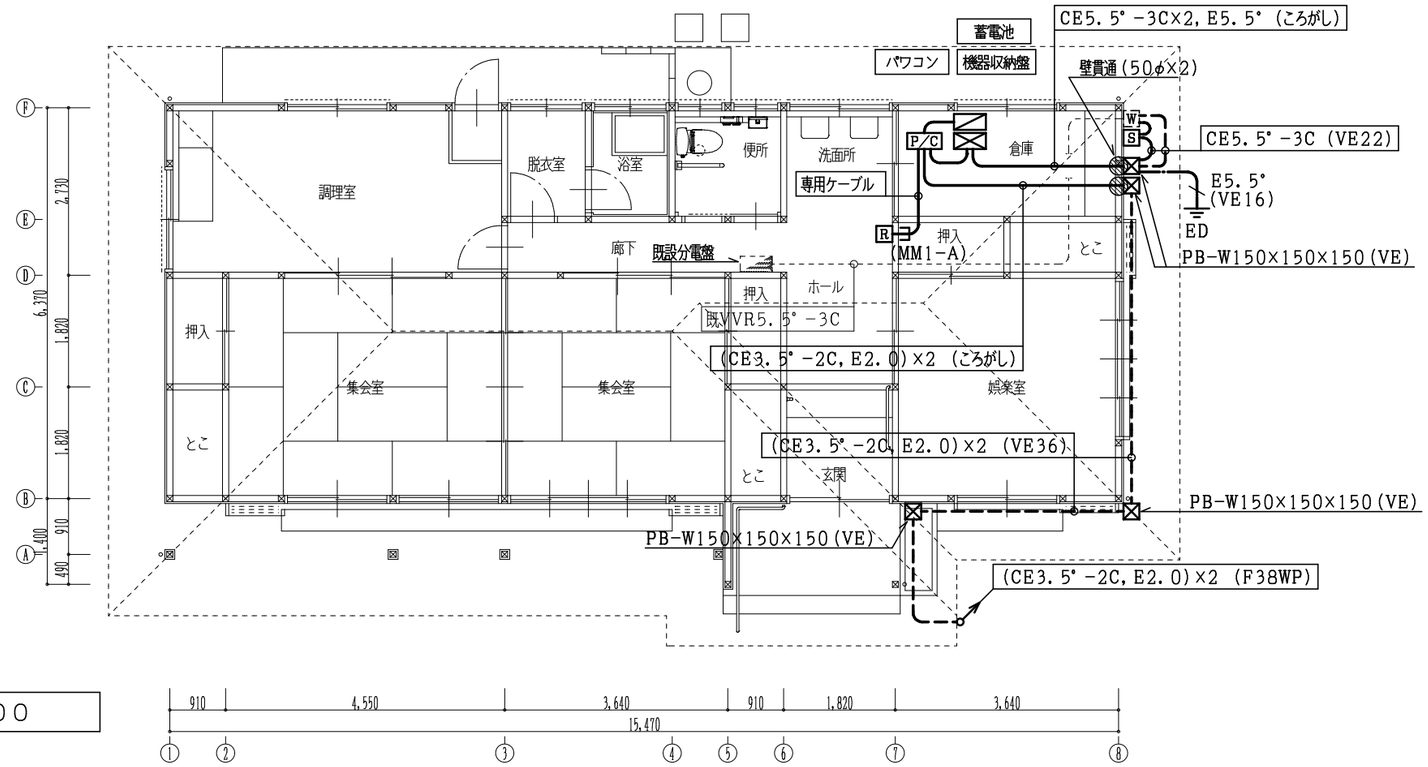

平面図　1／100

・・・・・・・は、既設を示す。
（既）印は、既設を示す。

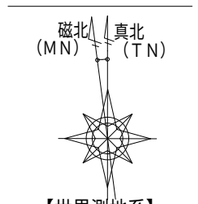

【世界測地系】

工事名称							
長島集会所　太陽光発電設備設置工事	A－24515 令和7年　3月　日	株式会社K構造研究所 広島市南区金屋町2－15 TEL(082)-569-8808 FAX(082)569-8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担当	1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称 太陽光発電設備　平面図・屋根伏図	SCALE 1/100	2E／05

縮小率　A3版100%
A1版200%